（法別表第十四号の総務省令で定める事務）

第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証を含む。）の引渡し

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五十四条の二第四項の規定による資格確認書の引渡し

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第六号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る手続

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第七号の規定による広報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号若しくは第九号の規定による受付又は同条第三号から第五号までの規定による引渡し

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し

十～十三　［略］

十四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による資格情報通知書の引渡し

十五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請の形式の確認、及び同条第二項の規定による資格情報通知書の引渡し

［削る］

十六　［略］

十七　［略］

十八　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法別表第十四号の総務省令で定める事務）

第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［同上］

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による申請の受付、その申請の形式の確認又は被保険者証の引渡し

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第四号の規定により返還される被保険者証の受領

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第五号の規定による被保険者資格証明書の引渡し

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第八号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る手続

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第九号の規定による広報

八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六条各号の規定による受付又は同条第四号若しくは第七号の規定による引渡し

九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十三号の二、第十三号の六、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し

十～十三　［同上］

十四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十五条第一項の規定による通知の引渡し

十五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十九条第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認

十六　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条において準用する同令第二十条第四項の規定により返還される被保険者資格証明書の引渡し

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　［同上］

附　則

この省令は公布の日から施行する。